○農林水産省告示第三百八十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　島根県前根波西地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱五号から既指定区域（前根波地区）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

島根県雲南市三刀屋町根波別所

９８０番５　標柱一号
２０９７番１　標柱二号
２１１８番２　標柱三号
１０００番９　標柱四号
９９３番　標柱五号

二　山口県阿田之岡地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域（中須南地区）標柱三号）から標柱八号（既指定区域標柱七号）までを順次結んだ線及び標柱八号から既指定区域の境界に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

山口県周南市大字中須北

字中舞淵１１０６番　標柱一号
字足谷１２６９番１　標柱二号
字迫４０番　標柱三号
〃　５５番　標柱四号
字川原５７番　標柱五号
字阿田川２１３番１　標柱六号
字沖原２３１番　標柱七号
字崩中７２９番２　標柱八号

○農林水産省告示第三百八十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十三年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

長野県七瀬地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域（七瀬地区）標柱六号）から標柱七号（既指定区域標柱七号）までを順次結んだ線及び標柱七号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

長野県中野市

大字七瀬字棚畑１２８３番３　標柱一号
大字田麦字林畔９５１番１２　標柱二号
〃　９５１番９　標柱三号
〃　９５０番　標柱四号
８３５番　標柱五号
〃　８２１番　標柱六号
大字七瀬字棚畑６８０番１　標柱七号

○国土交通省告示第百四十七号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号
二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町
三　変更した事項（変更前の事項については、平成十八年国土交通省告示第千五百十七号及び平成二十年国土交通省告示第五百五十号を参照。）

イ　誘導路

延長　三千七十五メートル

ロ　エプロン

面積　二十一万七千三百九十六平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十三年三月十日

○国土交通省告示第百四十八号

宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　宮崎空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　宮崎空港内及びその周辺　宮崎県宮崎市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第七十六号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年三月十日

○国土交通省告示第百四十九号

高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　高松空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　高松空港内及びその周辺　香川県高松市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成元年運輸省告示第六百三十三号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年三月十日

○国土交通省告示第百五十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

表浜松進入管制区の項を次のように改める。

浜松進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの イ　浜松タカンを中心とする半径36kmの円内であって、かつ、名古屋VOR TACを中心とする半径72kmの円内の区域のうちN35°03′53″E137°35′14″の地点とN34°58′51″E137°39′05″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの（N35°15′34″E136°54′59″の地点を中心とする半径54kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ　浜松タカンを中心とする半径36kmの円内であって、かつ、中部VORを中心とする半径59kmの円内の区域（1のイに係るものを除く。） 2　浜松タカンを中心とする半径36kmの円内の区域のうちN34°38′46″E137°46′14″の地点から真方位94°47′及び269°05′の方向へのびる直線の北側にあるもの（1及びN35°15′34″E136°54′59″の地点を中心とする半径54kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度1,850m以下のもの 3　次に掲げる区域の直上空域で高度4,250m以下のもの イ　N34°38′46″E137°46′14″の地点、N34°38′36″E137°25′08″の地点、N34°23′33″E137°09′30″の地点、N34°06′16″E136°46′56″の地点、N33°53′49″E137°04′26″の地点、N34°07′52″E137°58′51″の地点、N34°30′35″E138°14′35″の地点及びN34°38′46″E137°46′14″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（中部VORを中心とする半径59kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ　浜松タカンを中心とする半径54kmの円内の区域のうちN34°38′46″E137°46′14″の地点から真方位94°47′の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、N34°38′46″E137°46′14″の地点とN34°30′35″E138°14′35″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（N34°49′20″E138°17′22″の地点を中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。） ハ　浜松タカンを中心とする半径108kmの円内の区域のうちN34°06′16″E136°46′56″の地点とN33°53′49″E137°04′26″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

附　則

この告示は、平成二十三年三月十日から施行する。